

広島県告示第千百二十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項の規定によって、介護予防訪問入浴介護に係る指定介護予防サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年十一月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定居宅サービス事業者		居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所 を 行	指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地		
ウエルビー株式会社	東京都港区六本木六丁目一〇番一号	サンキ・ウエルビー介護センター 祇園山本	平成一九年二月一日
		広島市安佐南区山本二丁目九番一八号	